

## 特定建築物への太陽光発電設備等の設置に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成21年川崎市条例第52号。以下「条例」という。）第25条に規定する特定建築物の太陽光発電設備等の設置に関して、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則（平成21年川崎市規則第90号。以下「規則」という。）第24条から第31条の規定に基づき必要な事項を定める。

### (用語)

第2条 この要綱で使用する用語は、条例及び規則で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1)「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第2号に規定する建築面積をいう。
- (2)「定格出力」は、太陽光発電設備のアレイにおける太陽電池モジュールの日本産業規格又は国際電気標準会議の国際規格に規定される公称最大出力の合計出力を指すものとする。
- (3)「再生可能エネルギー証書（以下「再エネ証書」という。）」とは、国、地方公共団体又は国が運営する会議体等により、再生可能エネルギー源の利用による環境価値について証された文書のうち、市長が認めるものをいう。
- (4)「再生可能エネルギー電気（以下「再エネ電気」という。）」とは、再生可能エネルギー源を利用する発電設備で発電された電気をいう。
- (5)「再生可能エネルギー発電設備」とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項の認定（同法第10条第1項の変更又は追加の認定を含む。）に係る再生可能エネルギー発電設備（同法第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。以下同じ。）又はこれと同等の再生可能エネルギー発電設備をいう。
- (6)「年間太陽光発電相当量」とは、発電設備にあつては設置基準量1キロワットあたりの年間発電電力量を1,000キロワット時とし、熱供給設備にあつては年間熱供給量を3,600メガジュールとして換算した量をいう。
- (7)「送配電網」とは、一般送配電事業者が託送供給及び電力量調整供給を行う区域において維持及び運用する送配電用の電気工作物をいう。
- (8)「建物推計電気使用量」とは、特定建築主が第7条第3項各号のいずれかに規定するところにより算定した特定建築物が定常稼働した場合における1年間の電気使用量の推計値をいう。
- (9)「再生可能エネルギー電気供給割合（以下「再エネ割合」という。）」とは、電気の供給条件（以下「メニュー」という。）ごとにおいて、供給される電気の量のうち、再エネ電気の量及び再エネ証書を取得した量の割合をいう。
- (10)「再生可能エネルギー発電比率（以下「再エネ発電比率」という。）」とは、経済産業省が公表したエネルギー需給実績における最新年度の総発電電力量に対する再エネ電気

の発電電力量の比率をいう。

- (11) 「既存建築物」とは、規則第 26 条第 1 項第 2 号に規定する市内において新築等をした又は所有する建築物（当該特定建築物を除く。）若しくはその敷地をいう。

#### （太陽光発電設備の設置が困難な部分）

第 3 条 規則第 25 条第 2 項に規定する太陽光発電設備を設置することが困難であると市長が認める部分は、次のとおりとする。

- (1) 同項第 1 号においては、ヘリコプターの緊急離着陸場又は緊急救助用スペース等並びに屋上の出入り口から緊急離着陸場又は緊急救助用スペース等に至る通路、及び待避場所等の設置により太陽光発電設備を設置することが困難であると認められる部分とする。
- (2) 同項第 2 号においては、法令、条例、地区計画等により緑化するために太陽光発電設備を設置することが困難であると認められる部分とする。
- (3) 同項第 3 号においては、1 箇所当たり定格出力が 3 キロワット以上の太陽光発電設備を設置するために必要な広さを有しないために効率的な設置が困難であると認められる部分とする。
- (4) 同項第 4 号においては、太陽光発電設備を設置することにより当該特定建築物の建築設備の能力が損なわれると認められる部分及び屋上の外周部等の当該特定建築物の建築設備の維持管理のために太陽光発電設備の設置が困難であると認められる部分とする。
- (5) 同項第 5 号においては、隣接建築物又は当該特定建築物の塔屋等が屋上に生じさせる日影により太陽光発電設備の効率的な発電に支障が生じると認められる部分とする。
- (6) 同項第 6 号においては、太陽光発電設備の支持物の荷重算出が日本産業規格の適用外となっているなど、技術的な理由により一般的な設置方法では太陽光発電設備の設置が困難であると認められる部分その他市長が必要と認める部分とする。

#### （その他の再生可能エネルギー源を利用するための設備）

第 4 条 規則第 25 条第 3 項第 6 号に規定するその他市長が適当と認める再生可能エネルギー源を利用する設備は、次のいずれかに該当する設備その他市長が適当と認める再生可能エネルギー源を利用する設備とする。

- (1) 小水力発電設備（かんがい、利水、砂防その他の発電以外の用途に供される工作物に設置される、出力が 1,000 キロワット以下である水力を発電に利用する設備をいう。）
- (2) 地熱を利用する設備

2 規則第 25 条第 3 項第 6 号に規定する市長が適当と認める出力は、前項に規定する設備を設置する場合には、次の各号に定める出力を合計した量の定格出力の太陽光発電設備を設置するものとみなして、規則第 25 条第 1 項及び第 2 項の規定を適用する。

- (1) 発電設備 当該設備の年間発電電力量 1,000 キロワット時当たり 1 キロワット
- (2) 熱供給設備 当該設備の年間熱供給量 3,600 メガジュール当たり 1 キロワット
- (3) その他の設備 市長が認める出力

#### （二重計上の禁止）

第 5 条 規則第 26 条第 1 項の規定による市長が適当と認めるものは、当該特定建築物において規則第 25 条第 1 項の基準に適合するために計上した定格出力をもって、別の特定建

築物における規則第 26 条第 1 項第 1 号に規定する基準に適合するための定格出力として重ねて計上することは認めないこととする。ただし、規則第 26 条第 1 項第 1 号に定めるところにより当該特定建築物又はその敷地への設置に代わる措置として設置した太陽光発電設備等の定格出力が、複数の特定建築物に係る設置基準量の合計を上回る場合であつて、それぞれの特定建築物において計上する定格出力の内訳及び発電した電気の供給方法を示す資料を市長に提出したときは、当該内訳及び供給方法に応じ、それぞれ当該特定建築物に分割して計上することができる。

#### (代替措置)

第 6 条 規則第 26 条第 1 項第 1 号に規定する当該特定建築物及びその敷地以外の場所に太陽光発電設備等を設置する措置は、太陽光発電設備等の設置に関する事業計画を市長に提出した場合にあっては、必ずしも当該特定建築物の新築等に係る工事が完了した時点において、同号に規定する太陽光発電設備等に係る電気の供給契約の締結及び電気の供給又は電気に係る環境価値の供給が行われていることを要しない。

2 規則第 26 条第 1 項第 1 号に規定する当該特定建築物及びその敷地以外の場所に太陽光発電設備等を設置する措置は、設置する太陽光発電設備等が再生可能エネルギー発電設備であるものとする。

3 前項の場合において、特定建築主以外の第三者である発電事業者が当該特定建築物及びその敷地以外の場所に太陽光発電設備等を設置し、当該太陽光発電設備等で発電される電気を当該特定建築物及びその敷地で利用する措置は、次の各号に該当するものとする。

##### (1) 相対契約

当事者間（特定建築主と発電事業者との二者間（小売電気事業者が介在する場合を含む。）をいう。以下同じ。）で、当該再生可能エネルギー発電設備から当該特定建築物への電気（環境価値を有するものに限る。）の供給に関する契約（以下「電気供給契約」という。）を締結し、又は契約が確実に締結されることを示すこと。

##### (2) 長期契約

当事者間で、当該再生可能エネルギー発電設備の減価償却（投資回収）期間を踏まえた長期の電気供給契約を締結し、又は契約が確実に締結されることを示すこと。

##### (3) 固定価格による購入

当事者間で、発電事業者から当該再生可能エネルギー発電設備で発電される電気及び環境価値を固定価格で購入する契約を締結し、又は契約が確実に締結されることを示すこと。

4 第 2 項において、特定建築主以外の第三者である発電事業者が当該特定建築物及びその敷地以外の場所に太陽光発電設備等を設置し、当該太陽光発電設備等で発電される電気が有する環境価値を当該特定建築物及びその敷地で利用する措置は、次の各号に該当するものとする。

##### (1) 相対契約

当事者間で、当該再生可能エネルギー発電設備から発電される電気が有する環境価値を当該特定建築物又はその敷地で利用する契約を締結し、又は契約が確実に締結されることを示すこと。

(2) 長期契約

当事者間で、当該再生可能エネルギー発電設備の減価償却（投資回収）期間を踏まえた長期の電気供給契約を締結し、又は契約が確実に締結されることを示すこと。

(3) 固定価格による購入

発電事業者が当該再生可能エネルギー発電設備で発電した電気及び当該電気が有する環境価値について、日本卸電力取引所における電気の売買価格の変動に応じて、固定価格との差額を調整するなど、当事者間で前項第3号の固定価格での購入に相当する契約を締結し、又は契約が確実に締結されることを示すこと。

**(再エネ小売電気の調達及び再エネ証書の調達)**

第7条 規則第26条第1項第4号に規定する市長が認める場合は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合とする。

(1) 規則第25条第2項に規定する当該特定建築物の建築面積から同項各号のいずれかに該当する屋上の部分であって、太陽光発電設備を設置することが困難であると市長が認める部分を除いた場合、太陽光発電設備を設置可能な屋上部分が、1箇所当たりの定格出力が3キロワット以上の太陽光発電設備を設置するために必要な広さを有しないこと。

(2) 地上高が60メートルを超える高層建築物において、太陽光発電設備の支持物の荷重算出が日本産業規格の適用外となっているなど、技術的な理由により一般的な設置方法では太陽光発電設備の設置が困難であること。

(3) 設置基準量のアレイを設置するため、系統連系しようとした場合に、当該送配電網を維持運営する一般送配電事業者から一定の条件を付されるなど、系統連系に一定の制約が生じること。

なお、その場合において、設置基準量を圧縮することで系統連系が可能となる場合は、圧縮後の量の定格出力の太陽光発電設備を設置することができるものとする。ただし、将来的に系統連系の制約が解除された場合に備え、圧縮する量の定格出力に相当するアレイを後日設置できるように架台等の十分な準備を行った場合に限るものとする。

(4) 当該特定建築物又はその敷地に太陽光発電設備等を設置することが困難な場合であって、特定建築物及びその敷地において利用する電気の100%を再生可能エネルギーの利用により賄うことを目指す措置を行うこと。

なお、特定建築主が当該特定建築物における建物推計電気使用量について、再エネ電気の供給又は再エネ証書の活用等により当該建物推計電気使用量の全てに環境価値を附属させ、実質的に当該建物推計電気使用量の100%を再エネ電気の供給とする計画（以下「再エネ電気の100%化計画」という。）を策定し、再エネ電気の100%化計画の実施を次のいずれか一以上の手段により公に約するものは、太陽光発電設備の設置とみなすことができる。この場合において、再エネ電気の100%化計画には、再生可能エネルギーの利用内訳や当該建物推計電気使用量の100%を再エネ電気の供給とする時期を示すこととし、再生可能エネルギー調達計画書（様式第1号）を書面により市長に提出すること。

ア 次に掲げるいずれかの国際的なイニシアティブ等への加盟や目標の提出

- (ア) RE100 (100% Renewable Electricity)
- (イ) SBT (Science Based Target) への再エネ 100%目標の提出
- (ウ) 再エネ 100 宣言 RE Action
- (エ) その他 (ア) から (ウ) までに準じるイニシアティブとして市長が認めるものへの参加等

イ 当該特定建築物における建物推計電気使用量の 100%を再エネ電気により賄うこと及びその達成予定時期の対外的な公表

2 規則第 26 条第 1 項第 4 号の規定による前項に該当する場合において環境価値を当該特定建築物及びその敷地で利用するために必要な措置として市長が適当と認めるものは、次の第 1 号、第 3 号及び第 4 号に該当するもの、若しくは第 2 号、第 3 号及び第 4 号に該当するものとする。

(1) 当該特定建築主が、再エネ割合の値が次式により算定して得た X の値以上であるメニューを選択し、A の量以上の再エネ小売電気（当該メニューに基づき電気を供給する小売電気事業者との電気供給契約によって供給される電気をいう。以下同じ。）を当該特定建築物において利用する措置（以下「再エネ小売電気の調達」という。）

$$X = A \div B \times 100 + C \times (B - A) \div B$$

この式において、A、B 及び C は、次の値を表すものとする。

A：規則第 25 条第 1 項から第 2 項に定める定格出力による年間太陽光発電相当量から太陽光発電設備等の設置相当量を減じた量 [kWh]（小数点以下は、切り捨て）

B：建物推計電気使用量 [kWh]

C：再エネ発電比率 [%]

X：再エネ電源利用率 [%]（小数点以下は、切り捨て）

なお、特定建築主が電気供給契約者とならない場合であっても、市長が認める一括受電方式の要件を満たす措置は、再エネ小売電気の調達とみなす。

(2) 当該特定建築主が、(1) の A の量以上の再エネ証書を購入し、当該特定建築物で使用したエネルギーに使用したものとして当該証書を償却することで、当該特定建築物において再生可能エネルギー源を利用する措置その他市長が認める措置（以下「再エネ証書の調達」という。）

(3) 第 1 号の再エネ小売電気の調達及び第 2 号の対象となる再エネ証書は、送配電網に新たに再生可能エネルギー源を利用する発電設備が追加されることに相当する効果があるものとして、電源の特定ができ、かつ、電源の運転開始から 15 年以内のものであること。

(4) 再エネ小売電気の調達及び再エネ証書の調達については、いずれか一方を選択し、又は組み合わせて調達することも可能とする。ただし、特定建築主が当該特定建築物の新築等に係る工事が完了した日から 20 年以上継続して調達することを原則とし、その調達の継続の意思を明示すること。

3 建物推計電気使用量の算定は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律の施行について（技術的助言）（令和 3 年国住建環第 24 号）記書き第 3 の「エネルギー消費性能計

算プログラム（非住宅版）」又は「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）」を用いて当該特定建築物の1年間の電気の使用量を推計する方法

- (2) 特定建築物に係る電気の需給契約を締結する際に電気の需要予測を行った場合において、当該需要予測に当該特定建築物の建物稼働率等を乗じて推計する方法
- (3) 特定建築物の電気設備等の設計をする際に当該特定建築物の1年間の電気の使用量を推計したことを示す資料がある場合において、当該推計の結果を用いる方法
- (4) その他市長が認める推計方法

#### (特定建築物太陽光発電設備等設置計画書)

第8条 規則第27条の規定による市長が必要と認める資料は、別表第1各号に掲げる区分における当該各号に定める資料とする。

2 規則第28条第1項に規定する市長が必要と認める事項は、次の各号に掲げる措置を講ずる場合における当該各号に定める事項とする。

- (1) 規則第26条第1項第1号の規定による措置 供給方式
- (2) 規則第26条第1項第2号の規定による措置 既存建築物の所在地
- (3) 規則第26条第1項第3号の規定による措置 事業区域内建築物の所在地
- (4) 規則第26条第1項第4号の規定による措置 特定建築物又はその敷地への設置が困難な理由

3 規則第28条第2項に規定する市長が必要と認める事項は、次の各号に定める事項とする。

- (1) 設置基準量の下限又は上限の適用に関する事項
- (2) 太陽光発電設備設置可能面積（建築面積に0.05を乗じた面積以上の場合を除く。）

#### (特定建築物太陽光発電設備等設置計画書変更届出書)

第9条 規則第29条第1項の規定による市長が必要と認める資料は、変更する事項を反映した次に掲げる資料（変更のある資料に限る。）とする。

- (1) 別表第1各号に掲げる区分における当該各号に定める資料（条例第25条第6項の規定による届出に限る。）
- (2) その他市長が必要と認める資料

2 規則第29条第3項の規定によるその他市長が軽微な変更と認めたものは、次に掲げるものとする。

- (1) 特定建築物の名称の変更
- (2) その他市長が軽微な変更と認めたもの

3 規則第29条第5項の規定によるその他市長が軽微な変更と認めたものは、次に掲げるものとする。

- (1) 既存建築物の所在地の表示の変更
- (2) 事業区域内建築物の所在地の表示の変更
- (3) その他市長が軽微な変更と認めたもの

#### (特定建築物工事完了届出書)

第10条 規則第30条の規定による市長が必要と認める資料は、完了時の事項を反映した次に掲げる資料（変更のある資料に限る。）とする。

(1) 別表第1各号に掲げる区分における当該各号に定める資料

(2) その他市長が必要と認める資料

2 条例第25条第7項の規定による工事の完了の届出は、当該工事が完了した日の翌日から起算して30日以内に行うものとする。

附則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1

1 共通		
(1)	全ての特定建築物	ア 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図
		イ 縮尺、方位、敷地境界線及び敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置を明示した配置図
(2)	規則第 25 条第 1 項の規定を、第 2 項に規定する太陽光発電設備設置可能面積に読み替えて適用する場合	ア 縮尺、方位、建築面積から除外した範囲、当該部分の面積及び規則第 25 条第 2 項の各号のうち該当する事由を明示した特定建築物の屋上階の平面図等
(3)	その他市長が必要と認める場合	ア その他市長が必要と認める資料

2 特定建築物又はその敷地への設置（オンサイト設置）		
(1)	規則第 25 条第 1 項の規定により太陽光発電設備等を設置する場合	ア 太陽光発電設備等の設置位置を明示した特定建築物の平面図等
(2)	太陽光発電設備を設置する場合	ア 太陽光発電設備の定格出力を示す資料
(3)	規則第 25 条第 3 項に規定する設備を設置する場合	ア 当該設備の年間発電電力量又は年間熱供給量を示す資料

3 特定建築物及びその敷地以外への設置（オフサイト設置）		
(1)	規則第 26 条第 1 項第 1 号の措置を講じる場合	ア 再生可能エネルギー調達計画書（様式第 1 号）のうち、市長が必要と認める部分
		イ 設置した再生可能エネルギー発電設備の概要（設置場所、電源種別、定格出力、電気の供給開始時期、供給期間、再生可能エネルギー発電所の設備認定等）が分かる資料

(2)	太陽光発電設備又は規則第 25 条第 3 項第 1 号若しくは第 4 号に掲げる設備を設置する場合	ア 当該設備が設置される発電所内で消費される電力の量を除いた年間推定発電量を示す資料
(3)	第 5 条ただし書きに基づき、設置した太陽光発電設備等の定格出力を複数の特定建築物に分割して計上する場合	ア それぞれの特定建築物において計上する定格出力の内訳及び発電した電気の供給方法を示す資料
(4)	特定建築主が特定建築物の隣接場所に再生可能エネルギー発電設備を設置し、電気の供給のために特定建築主が自ら敷設した電線（以下、「自営線」という。）により特定建築物に電気を供給する場合	ア 自営線による電気の接続関係が分かる資料
(5)	特定建築主が特定建築物から遠隔地に再生可能エネルギー発電設備を設置し、送配電網により特定建築物に電気を供給する場合（以下「自己託送」という。）	ア 自己託送であることが分かる資料
(6)	第三者（発電事業者）が設置した再生可能エネルギー発電設備により、特定建築物に電気を供給する場合	ア 第 6 条第 3 項第 1 号に規定する相対契約が確認できる資料
		イ 第 6 条第 3 項第 2 号に規定する長期契約が確認できる資料
		ウ 第 6 条第 3 項第 3 号に規定する固定価格による購入が確認できる資料

4 市内の既存建築物への設置		
(1)	規則第 26 条第 1 項第 2 号の規定により太陽光発電設備等を設置する場合	ア 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図（太陽光発電設備等を設置する既存建築物に係るもの）
		イ 縮尺、方位、敷地境界線及び敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置を明示した配置図（太陽光発電設備等を設置する既存建築物に係るもの）

		ウ 太陽光発電設備等の設置位置を明示した既存建築物の平面図等
		エ 既存建築物の建物名称、所在地、太陽光発電設備等の設置工事期間を明示した資料
(2)	太陽光発電設備を設置する場合	ア 太陽光発電設備の定格出力を示す資料
(3)	規則第 25 条第 3 項に規定する設備を設置する場合	ア 当該設備の年間発電電力量又は年間熱供給量を示す資料

5 特定開発事業を行う区域への設置		
(1)	規則第 26 条第 1 項第 3 号の規定により太陽光発電設備等を設置する場合	ア 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図（特定開発事業を行う土地の区域に係るもの）
		イ 縮尺、方位、敷地境界線及び敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置を明示した配置図（当該事業区域内の太陽光発電設備等を設置する建築物に係るもの）
		ウ 太陽光発電設備等の設置位置を明示した建築物の平面図等
		エ 当該事業区域内の全ての予定建築物の建物名称、床面積の合計（棟ごと）及び特定建築物への該当の有無並びに太陽光発電設備等を設置する予定建築物、設置量、当該設備で発生される電気又は熱の利用に関する事項、設置量を各予定建築物に分割計上する場合はその内訳及び電気等の供給方法を明示した資料
(2)	太陽光発電設備を設置する場合	ア 太陽光発電設備の定格出力を示す資料

(3)	規則第 25 条第 3 項に規定する設備を設置する場合	ア 当該設備の年間発電電力量又は年間熱供給量を示す資料
-----	-----------------------------	-----------------------------

6 再エネ小売電気の調達及び再エネ証書の調達		
(1)	規則第 26 条第 1 項第 4 号の措置を講じる場合	再生可能エネルギー調達計画書（様式第 1 号）及びその他市長が必要と認める資料

7 市長が適当と認めるその他の措置		
(1)	その他市長が必要と認める場合	その他市長が必要と認める資料